

安全で安心な社会づくり対策特別委員会 報告書

平成18年12月

安全で安心な社会づくり対策特別委員会

目 次

	頁
第 1 はじめに -----	1
第 2 委員会の活動状況 -----	2
第 3 地域や学校における防犯・安全対策の推進に向けた課題と提言 -----	4
本県における犯罪の現状と県民意識 -----	4
1 犯罪の現状	
2 安全安心についての県民意識	
これまでの取組と今後の課題 -----	10
目標と基本方向 -----	12
推進体制と役割分担 -----	13
今後進めるべき施策の展開方向 -----	16
1 安全で安心なまちづくりに向けた“防犯意識の向上”	
2 安全で安心なまちづくりに向けた“地域づくり”	
3 安全で安心なまちづくりに向けた“環境づくり”	
第 4 交通事故抑止のための交通安全対策に向けた課題と提言 -----	25
本県における交通事故の現状と県民意識 -----	25
1 交通事故の現状	
2 交通安全対策についての県民意識	
目標と基本方向 -----	31
今後進めるべき施策の展開方向 -----	33
1 交通安全に関する啓発の推進	
2 重点的な交通事故防止対策の推進	
3 交通違反の取締り強化	
4 交通安全施設の整備	
第 5 安全で安心な社会づくりに向けた重点施策 -----	38
1 学校の安全確保対策の強化	
2 道路(交通)事故危険箇所対策及び歩道(通学路)整備の推進	

第6	おわりに	-----	4 2
第7	委員会委員名簿	-----	4 3
第8	調査関係部課	-----	4 3

第1 はじめに

かつて我が国は、「世界一安全な国、日本」と称され、世界有数の治安の良さを誇ってきたが、近年は、少子高齢化、高度情報ネットワーク化、国際化、モータリゼーションの進展等による社会環境の変化や地域社会の連帯意識の希薄化、規範意識の低下等により、安全神話は大きく揺らいでいる。

本県においては、増加傾向を示していた全刑法犯の認知件数に歯止めがかかりつつあり、とりわけ、空き巣や自転車盗などの身近な犯罪は、警察の街頭活動の強化や県民の防犯意識の高揚等が功を奏し、漸減傾向にある。

しかしながら、平成17年12月には、旧今市市の小学1年生女子児童殺害事件が発生し、子どもの安全について多くの県民が大きな不安を感じる事となった。

平成18年度の県政世論調査によれば、県内の治安について「悪くなっている」との回答が19.2%、「どちらかといえば悪くなっている」との回答が43.1%で、この二つを合わせた『悪くなっている』と感じている県民が6割を超えており、前年度の調査結果と比べても、県民の体感治安に改善は見られない。

また、本県の交通事故は、平成15年に統計史上最多の1万6千件余の人身事故を記録したが、その後は減少傾向で推移している。しかし、平成17年の人口10万人当たりの交通事故死亡者数は9.84人で、全国平均の5.38人を大きく上回り、全国ワースト1位という非常に憂慮すべき状況となっている。

現在、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、県、教育委員会、公安委員会が一体となって、交通事故対策や「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」等に基づき、犯罪防止対策などの施策を実施しているところであるが、これらの施策を強力に推進するとともに、なお一層、施策の充実を図り、県民が安心してやすらぎのある暮らしができる社会を実現することが喫緊の課題となっている。

このため、本委員会では「県民誰もが安心して生活できるようにするための地域や学校における防犯・安全対策」及び「交通事故を抑止するための交通安全対策」を重点テーマに掲げ、関係者との意見交換や現地調査など、積極的な調査・研究活動を行ってきたところである。

本報告書は、調査・研究活動の結果を取りまとめたものである。

第2 委員会の活動状況

1 平成18年3月20日(月) [第1回委員会 定例会中]

- (1) 第284回定例会において本委員会が設置され、委員が選任された。
正副委員長の互選の結果、委員長に螺良昭人委員が、副委員長に栗田城委員が選任された。
- (2) 閉会中の継続調査事件として、次の1件を議長に申し出、議決された。
 - ・県民の安全で安心な暮らしを確保するための総合的な対策に関する調査研究について

2 平成18年4月28日(金) [第2回委員会 閉会中]

- (1) 委員席を決定した。
- (2) 重点テーマを次のとおり決定した。
 - ・県民誰もが安心して生活できるようにするための、地域や学校における防犯・安全対策の推進について
 - ・交通事故を抑止するための交通安全対策の推進について
- (3) 年間活動計画を決定した。
- (4) 安全で安心な社会づくりについての取組状況について、生活環境部、警察本部生活安全部、交通部及び教育委員会事務局関係者から説明を受け、質疑を行った。

3 平成18年6月13日(火) [第3回委員会 定例会中]

学校における安全安心に向けた対策について、教育委員会事務局教育次長、同学校教育課長及び警察本部生活安全部長から説明を受け、質疑を行った。

4 平成18年7月27日(木) [第4回委員会 閉会中]

交通事故抑止対策について、警察本部交通部長、企画部交通対策課長、土木部道路建設課長及び道路維持課長から説明を受け、質疑を行った。

- 5 平成18年8月2日(水)～4日(金) [第5回委員会 閉会中]
- (1) 宮城県警察本部を訪問し、交通事故抑止対策及び安全で安心なまちづくり対策の取組状況について関係者から説明を受け、意見交換を行ったほか、繁華街における安全確保対策について現地調査を行った。
- (2) 山形県警察本部を訪問し、交通事故抑止対策の取組状況について関係者から説明を受け、意見交換を行った。
- 6 平成18年9月7日(木) [第6回委員会 閉会中]
- (1) 那須塩原市立東原小学校及び宇都宮市立晃宝小学校を訪問し、学校や地域で子どもの安全を守る取組状況について説明を受け、現地調査を行った。
- (2) 那須塩原市立大原間小学校区スクールゾーンにおいて、区域内における安全確保対策について、警察本部交通部交通規制課長の説明を受け、現地調査を行った。
- 7 平成18年10月4日(水) [第7回委員会 定例会中]
- 地域の安全安心に向けた対策について、生活環境部次長兼文化振興課長、警察本部生活安全部長及び交通部長の説明を受け、質疑を行った。
- 8 平成18年11月15日(水) [第8回委員会 閉会中]
- 総括討議(報告書骨子)を行った。
- 9 平成18年12月13日(水) [第9回委員会 定例会中]
- 報告書(案)について、検討を行った。

第3 地域や学校における防犯・安全対策の推進に向けた課題と提言

本県における犯罪の現状と県民意識

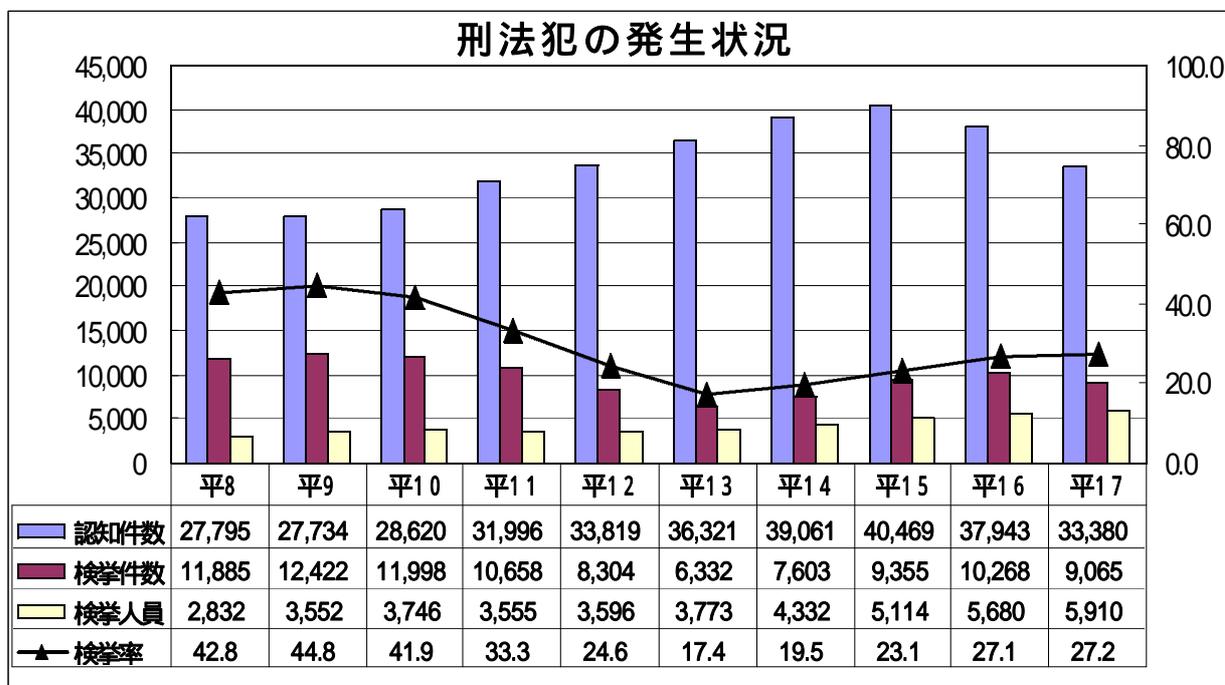
1 犯罪の現状

(1) 全刑法犯の発生状況

本県における平成17年中の刑法犯認知件数は33,380件であり、前年と比べ4,563件減少した。7年ぶりに減少した平成16年に引き続き、2年連続での減少となった。

平成18年8月末現在の刑法犯認知件数は、21,247件で前年同期に比べると、717件(3.3%)の減少である。

しかし、依然として昭和期の2倍を超える発生件数であり、強盗事件などの凶悪犯罪をはじめ、空き巣などの住宅侵入犯罪や自動車盗などの街頭犯罪、高齢者や女性等を対象とした振り込め詐欺、子どもを対象とした犯罪などが県民の身近なところで発生しており、県民の体感治安が改善されていない状況にある。



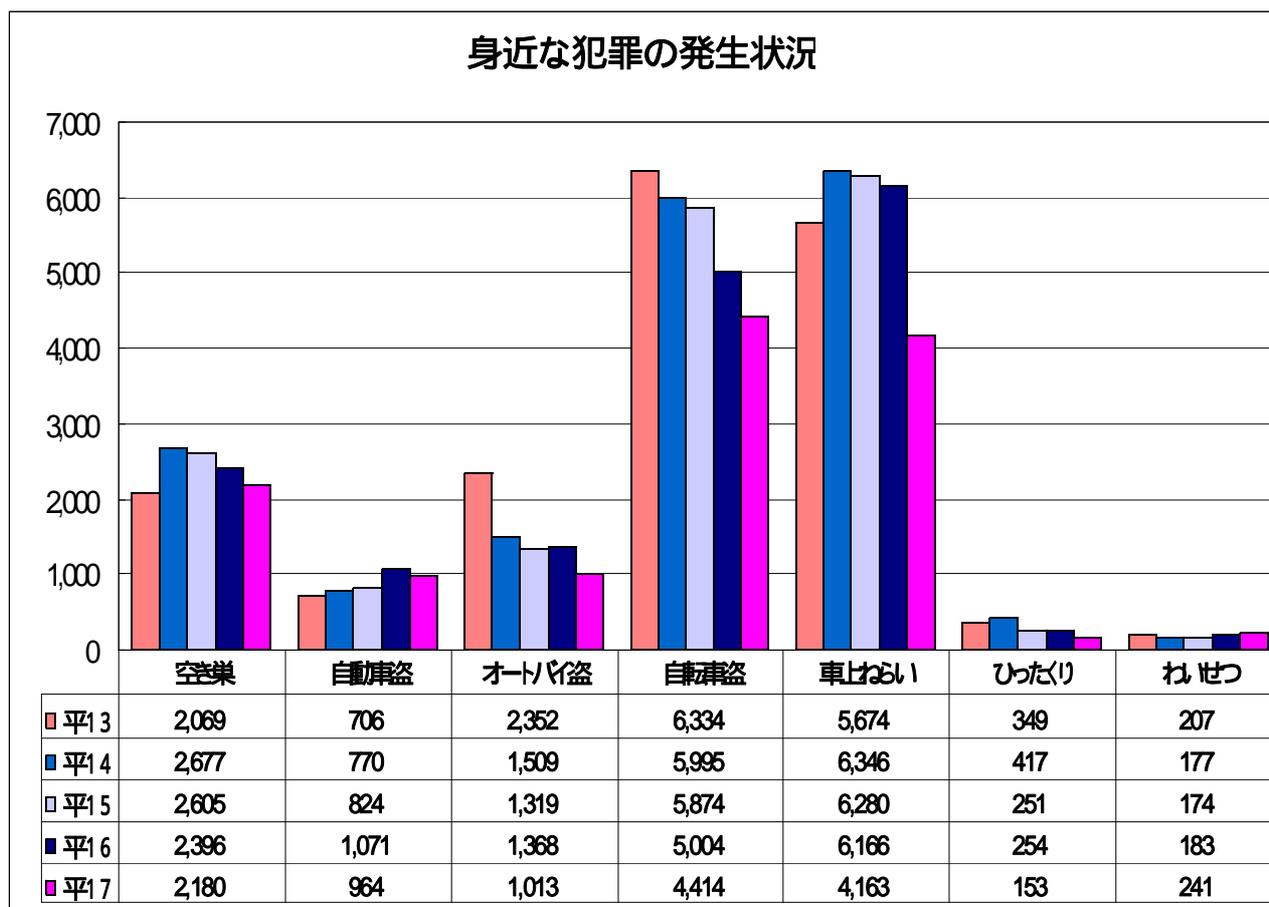
(2) 身近な犯罪の発生状況

平成17年中に発生した身近な犯罪（空き巣、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくり及びわいせつの7罪種）の認知件数は、13,128件で、前年と比べ3,314件減少し、3年連続しての減少となった。

7罪種のうち、わいせつについては唯一増加したが、ほかの6罪種は大きく減少した。

平成18年は、7罪種に略取誘拐と強姦を加えた9罪種を身近な犯罪としているが、平成18年8月末の認知件数は8,184件で、前年同期と比べ4,48件（5.2%）減少している。

9罪種の内訳では、空き巣、自動車盗、ひったくり、わいせつ、強姦が前年同期に比べ10%以上の減少となっている。一方、オートバイ盗と車上ねらいは、増加傾向である。



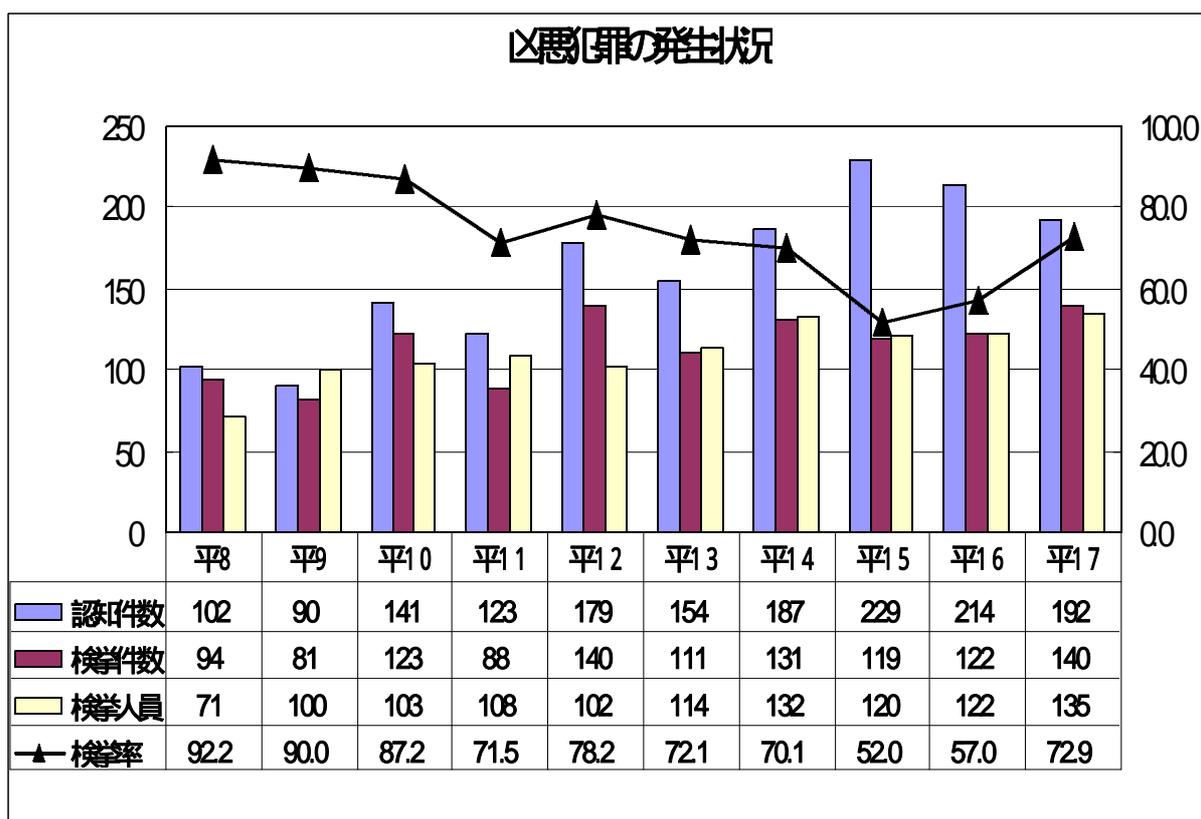
(3) 凶悪犯罪の発生状況

凶悪犯罪（殺人、強盗、放火及び強姦）の認知件数は、平成15年をピークに減少傾向を示している。

平成17年における凶悪犯のうち、強盗の発生は62件で前年と比べ39件減少した。その中で、金融機関、深夜スーパー等を狙った強盗事件は14件発生し、その内訳は、郵便局・銀行等金融機関対象が3件、コンビニ等深夜スーパー対象が11件である。

強姦は30件で、前年と比べ5件減少した。

平成18年8月末の凶悪犯罪の認知件数は91件で、前年同期と比べ32件減少した。強盗は52件で前年と比べ10件増加し、放火は21件で前年同期と比べ30件減少した。



2 安全安心についての県民意識

平成18年5月に、2,000名の男女を対象として実施した県政世論調査における「犯罪と治安対策について」の回答結果は、以下のとおりである。

(1) 県内の治安状況について

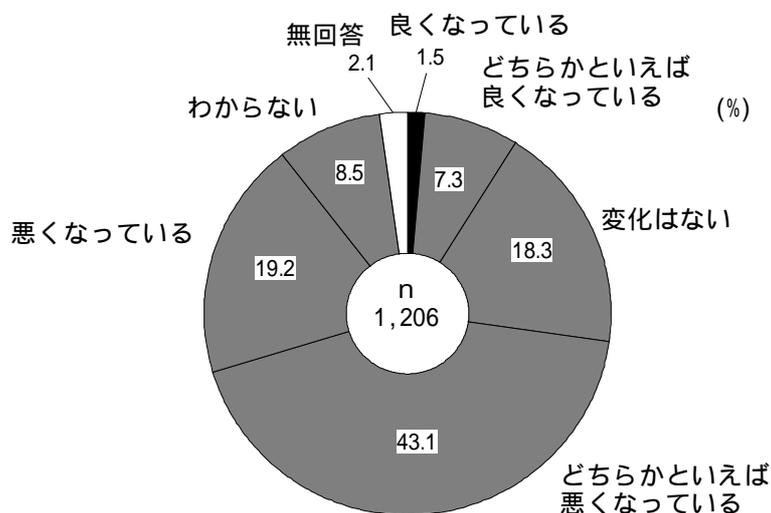
県内の治安について「悪くなっている」との回答が19.2%、「どちらかといえば悪くなっている」が43.1%で、この二つを合わせた『悪くなっている』と感じている県民が62.3%を占めている。

一方、「良くなっている」(1.5%)と「どちらかといえば良くなっている」(7.3%)を合わせた『良くなっている』は8.8%で、1割に満たない。

前回(平成17年5月)の調査結果と比較すると、「悪くなっている」が13ポイント減少しているものの、「変化はない」が8ポイント増加しており、県民の体感治安は改善されていない。

なお、性別及び地域別とも、それぞれによる大きな差はみられない。

〔 県内の治安状況 〕

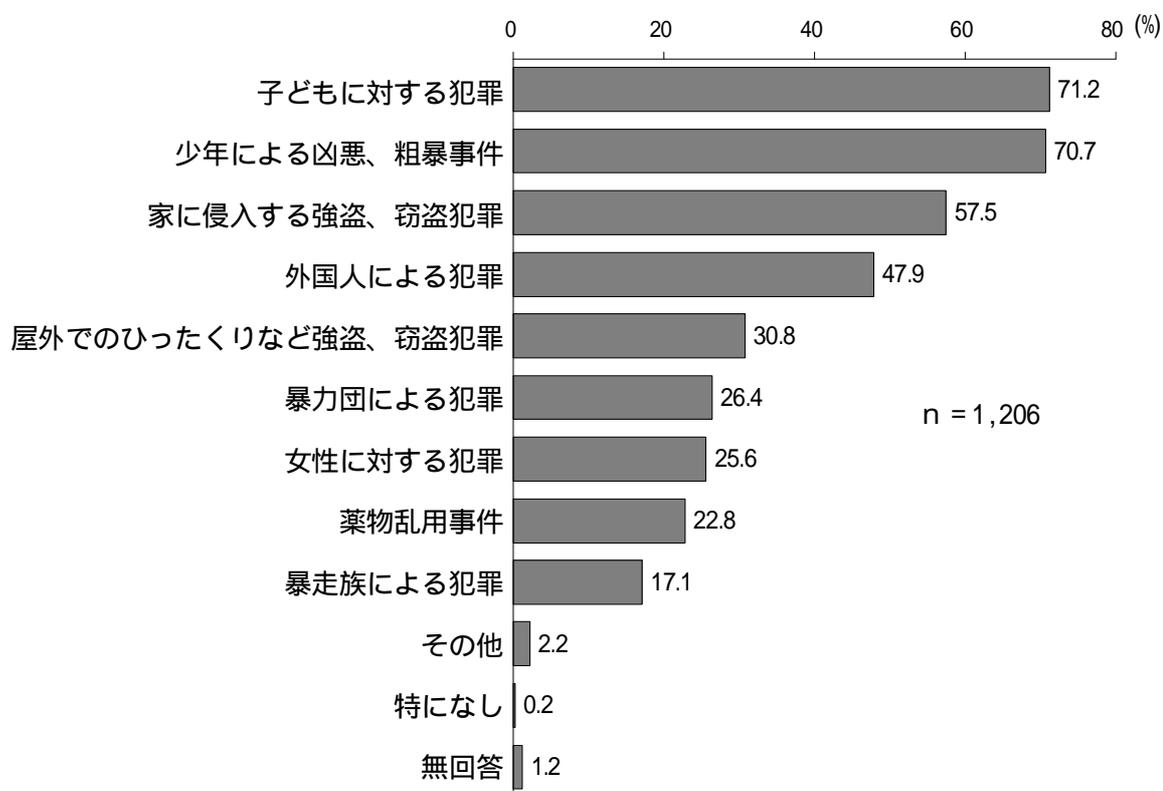


(2) 不安を感じる犯罪

「どのような犯罪に不安を感じるか」との問いに対しては、「子どもに対する犯罪」(71.2%)と、「少年による凶悪、粗暴事件」(70.7%)との二つが7割を超え、特に高くなっている。以下「家に侵入する強盗、窃盗犯罪」(57.5%)、「外国人による犯罪」(47.9%)と続く。

性別では、どの犯罪においても全体的に「女性」の方が「男性」よりも高くなっている。特に、「子どもに対する犯罪」は女性の20歳代、30歳代が極めて高い回答になっている。

〔不安を感じる犯罪(複数回答)〕

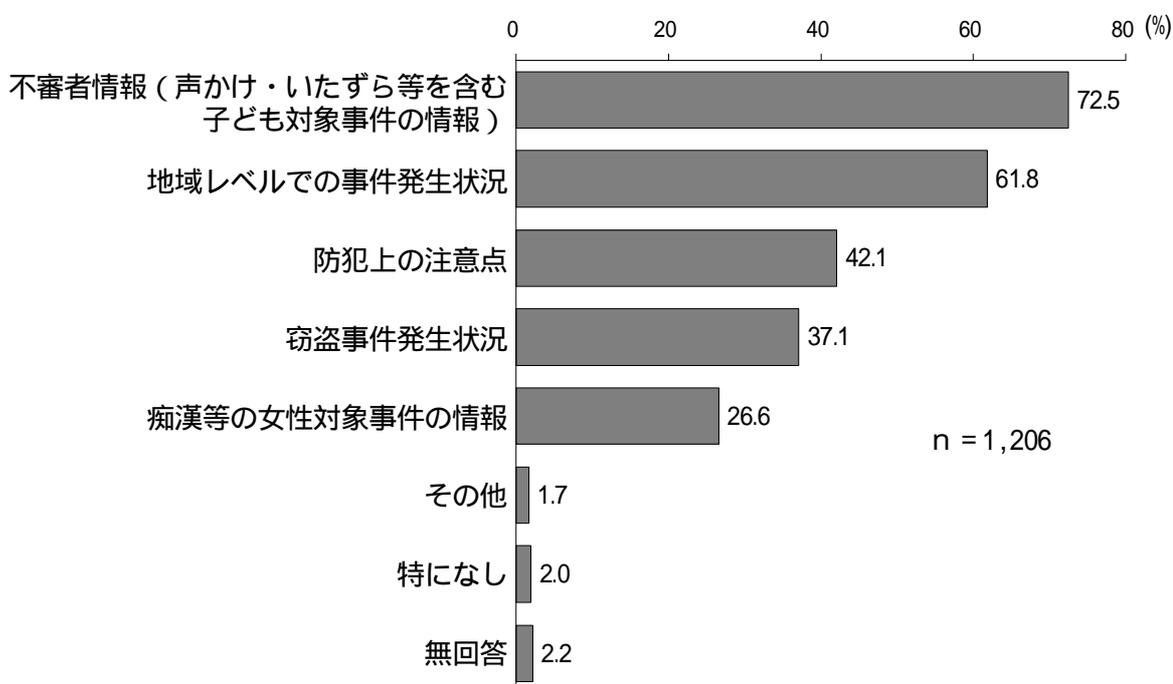


(3) 警察から提供してほしい情報

「警察から提供してほしい情報」については、「不審者情報（声かけ・いたずら等を含む子ども対象事件の情報）」との回答が72.5%と最も多く、続いて「地域レベルでの事件発生状況」が61.8%となっており、この二つが特に多くなっている。

「不審者情報（声かけ・いたずら等を含む子ども対象事件の情報）」と「痴漢等の女性対象事件の情報」との回答は、性別による差が大きく、「女性」の方が「男性」より10ポイント以上高くなっている。

〔警察から提供してほしい情報（複数回答）〕



これまでの取組と今後の課題

県は、平成17年4月に「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」を施行し、従来接点の乏しかった防犯活動とまちづくりを相互に組み込み、防犯の取組をまちづくりの領域に広げ、防犯に配慮した「学校・通学路」「道路・公園・駐車場」「住宅」「深夜営業店舗」の4つの個別指針に基づき、各種施策を実施してきた。

しかしながら、これらの防犯対策を通じて十分な効果が得られているとは言い難く、また、住民の協力姿勢もまだ積極性に欠ける面があることも否めない状況にあることから、これまでの防犯対策を評価・検証し、今後の取組への課題を明らかにした上で対策を講ずることが重要である。

1 自主防犯意識の高揚

自主防犯意識の高揚のための普及啓発を全県的に行うため、「安全で安心なまちづくり地域フォーラム」をはじめとする各種事業を実施しているが、すべての県民が防犯に関する意識を共有しているとはまだ言い難い。

今後は、県民一人ひとりが、防犯の問題を他人任せにするのではなく、自らの問題として捉え、「地域の安全は地域で守る」という意識を持ち、そのために何ができるかを考え、実行することが求められている。

県としては、自主防犯活動の更なる活性化と県民総ぐるみの取組への機運の醸成を如何に支援するかが、今後の大きな課題である。

2 犯罪関連情報の共有化

県民の身近なところで犯罪が発生しているにもかかわらず、犯罪情報や被害情報、地域住民が保有する不審者目撃情報など、犯罪防止のための必要な情報が地域全体で共有化されていない。

今後は、県民が必要な情報を必要な時に、発(受)信できるシステムを構築するとともに、あらゆるメディア等を活用したきめ細かい情報発信が必要である。

3 地域の連帯感の醸成

子どもや女性などが被害に遭う犯罪や県民の身近なところで発生する犯罪を防

止するためには、地域住民の連帯感を高め、住民の目が行き届いた地域コミュニティの形成が必要であるが、実際には、地域や市町村によってその連帯感の醸成が必ずしも達成されていない。

今後は、関係機関やボランティア等が中心となり、各地域で行われる各種行事等に、地域住民が多数参加できる環境づくりを進め、連帯感の醸成を図ることが必要である。

4 “とちぎの人間力”の形成

本県では、総合計画「とちぎ元気プラン」において、人に対する思いやりや責任感などを持ち、社会の一員として積極的に活動する“とちぎの人間力”を高め、「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」を目指すことが掲げられているが、防犯・安全対策の根幹は、まさしくこの基本姿勢に通じるものである。

今後は、“とちぎの人間力”形成の観点からも、防犯対策に取り組むことが必要である。

5 犯罪に配慮した事業者活動

「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」には、「県の責務」と「県民の役割」に併せて「事業者の役割」が定められているが、事業者の協力姿勢には積極性に乏しい面も見受けられる。

今後は、市町村、地域住民そして事業者の一体的な協力関係なくして防犯対策の推進は望めないことから、事業者の安全で安心なまちづくりへの取組を促進することが必要である。

6 防犯に配慮した環境整備

県民が日常生活の場として利用する道路・公園・駐車場・住宅における犯罪防止対策のうち、共同住宅の防犯対策については、国の設計指針により、ある程度普及が進んでいるが、道路や公園など、県、市町村が主体的に関与すべき公共施設においては防犯基準の普及が不十分な点が見られる。

今後は、「人の目及び見通しの確保」、「地域の共同意識の向上」、「犯罪を行おうとする者の接近防止」に視点においた環境設計への取組が課題である。

目標と基本方向

1 目 標

県民の安全で安心な暮らしを確保するためには、県民、事業者、団体、市町村、県等が一体となった県民運動として展開することが重要であり、このためには誰にもわかりやすい共通の目標が必要である。

「犯罪のない安全で安心な“とちぎ”を目指して」

を目標として掲げ、安全で安心なまちづくりに向けての総合的な施策を展開すること。

2 基本方向

目標を達成するためには、多岐にわたる犯罪発生の背景や原因に対するきめ細かな対策が必要であることを踏まえ、次の3点を基本方向とし、地域の犯罪等の実情に則した総合的な対策を、県民の協働により戦略的に推進することが必要である。

- (1) 安全で安心なまちづくりに向けた“防犯意識の向上”
「自分の安全は自分で守る」という自主防犯意識を高める。
- (2) 安全で安心なまちづくりに向けた“地域づくり”
「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域づくりを進める。
- (3) 安全で安心なまちづくりに向けた“環境づくり”
「犯罪に遭わない、起こさない」ための環境づくりを進める。

3 目標数値及び達成年度の設定

単なるスローガンにならないよう、具体的な施策に可能な限り数値目標を設定して取り組むこと。

推進体制と役割分担

目標を達成するために、県ばかりでなく関係機関がそれぞれ適切な役割分担の下に連携・協力して、次のような広範な推進体制で臨むこと。

1 推進体制

(1) 「栃木県安全で安心なまちづくり県民会議」

県民が一体となって犯罪を予防し、地域の魅力を高める取組を県民運動として推進するため、県民、事業者、団体、市町村、県等を構成員とした「栃木県安全で安心なまちづくり県民会議」が組織されている。

今後は、県民運動として、息の長い取組として展開していくことが最も重要であり、そのためには、県民会議を、幅広い傘下団体の情報の共有を図る場とし、また、広範にわたる防犯活動を総合的に調整し、リードする機能を十分発揮できる組織とすることが必要である。

(2) 「安全で安心なまちづくり連絡会議(県・市町村)(仮称)」の設置

安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた今後の取組は、県民の意向や地域の実情などを尊重し、長期的な視点に立って、関係者が粘り強く、息の長い取組としていく必要がある。

今後、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、「栃木県安全で安心なまちづくり県民会議」を本県防犯対策の推進母体として、より実効性のある組織とすることが重要である。

そのためには、県と市町村がそれぞれの立場で連携・情報交換を行い、具体的な対策を検討し、その結果を県民会議に報告するなど、実効性のある推進体制の再構築が必要である。

(3) 「市町村安全で安心なまちづくり協議会(仮称)」の設置

防犯対策を推進するためには、地域の実情を踏まえた対策が重要であることから、各市町村ごとの「市町村安全で安心なまちづくり協議会(仮称)」の設置が望まれる。

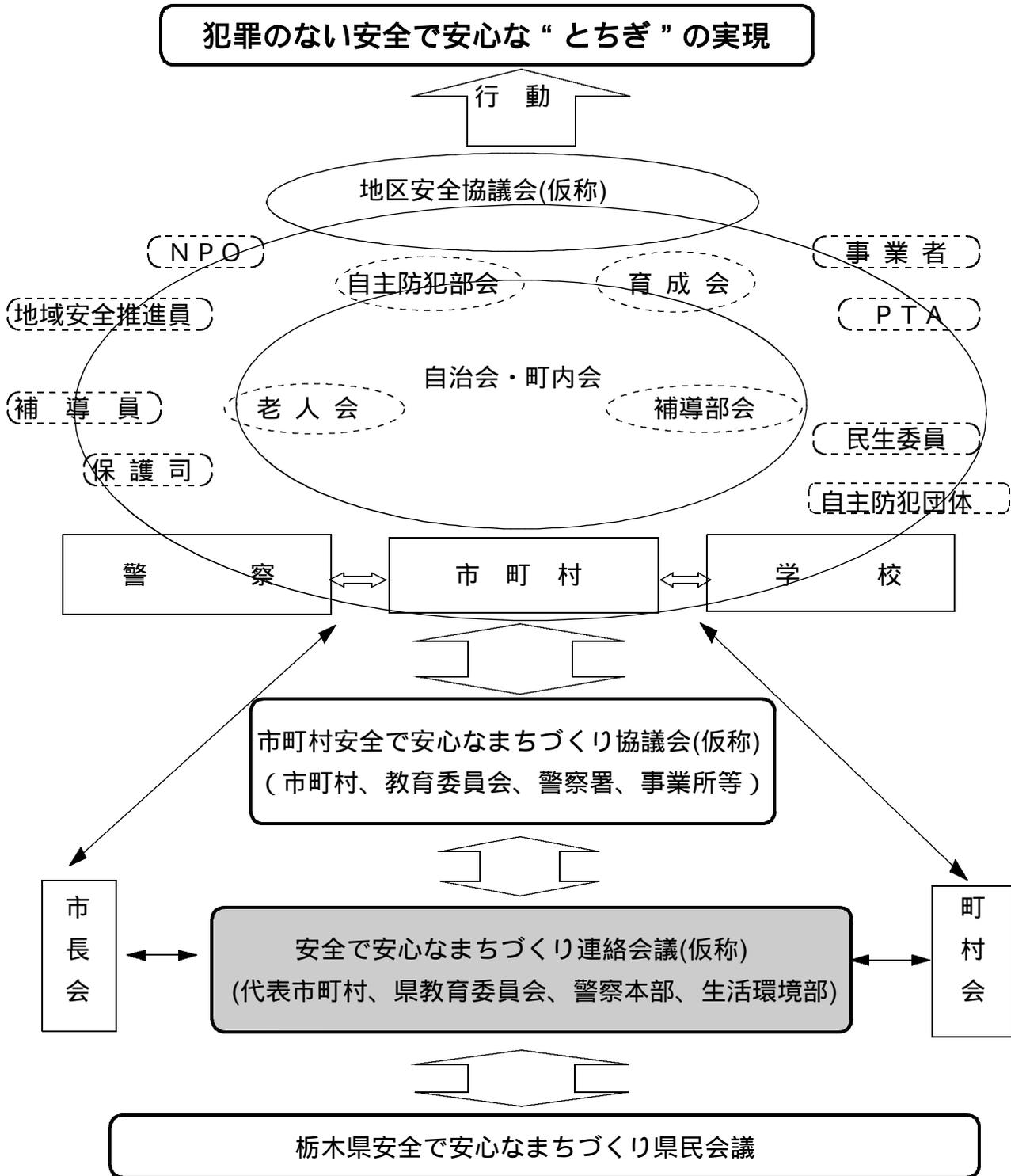
2 役割分担

安全で安心なまちづくりは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方に立ち、県民、事業者、団体、市町村、県等の関係主体が連携して取り組むことが重要である。

犯罪の発生防止には切り札はないが、県条例に、「県の責務」、「県民の役割」、「事業者の役割」が定められているように、それぞれの関係者がその責任・役割をもう一度検証し直し、様々な取組を講ずることが何よりも大切である。

県は、今後、ホームページなどを活用し、常に、県民等からの防犯及び防犯活動についての相談に応じることや市町村との連携・協力を図ることにより、安全で安心なまちづくりに向けた総合的施策の先導役として、全県民が一丸となった取組の展開を図るべきである。

《 推進体制 》



今後進めるべき施策の展開方向

1 安全で安心なまちづくりに向けた“防犯意識の向上”

(1) 自主防犯意識の啓発

安全で安心なまちづくりホームページの充実

今後の安全で安心なまちづくりに対する県の役割としては、これまでの地域の高まりを後退させることなく、如何にして県民運動としての取組を継続的に進めていくかにある。

このためには、地域での防犯活動の紹介、県民からの生の意見、質問、新着情報、更には、知事の活動状況等の県全体の取組状況を集約し、ホームページなどで発信することにより、常に、県の取り組む姿勢を県民に示しながら進めることが大切である。

自主防犯意識の高揚

犯罪の発生防止には切り札はない。第一義的には、県民一人ひとりが「自分の安全は自分で守る」という防犯意識の定着など自主自立の精神の醸成のための普及啓発が重要であり、県としては、自主防犯意識の定着を目指し、より積極的かつ継続的に粘り強く取り組むことが必要である。

このため、県は、安全で安心なまちづくりの推進に、特に功労のあったと認められる者又は優良な自主防犯団体に対する顕彰制度を創設する。

広報啓発活動の推進

安全で安心なまちづくりは、様々な取組を関係者が粘り強く行っていく必要がある。

そのためには、今後は、地域で地道に活動を行っている団体等を県が顕彰することで弾みをつけ、継続につなげるとともに、県が推進している「家庭の日」と連携し、防犯対策の推進に努める。

〔目標数値〕

目標指標項目	現 状		目 標	
	年度	数 値	年度	数値・方向
自主防犯活動団体数	17	306団体	19	1,000団体
安全・安心リーダー養成教室受講者数	18	150名	22	750名

〔具体的施策〕

<p>安全で安心なまちづくりホームページの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が安全・安心に係る総合的施策の推進役として、県全体を網羅した防犯活動状況を発信する。 新着情報 緊急情報 自主防犯活動支援制度 条例・指針等 県の推進体制 県の取組状況 安全安心連絡協議会 各市町村の取組状況 防犯のポイント 地域の自主防犯活動の紹介(各地域や各学校の防犯活動の紹介) 地域フォーラムの開催状況 犯罪発生状況 知事表彰 相談窓口 県民からの意見・質問 知事の活動 等 <p>安全で安心なまちづくり自主防犯活動等に対する顕彰制度の創設</p> <p>(顕彰の目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心なまちづくりの推進に、特に功労のあったと認められる者又は自主防犯団体に対する顕彰を行うことにより、自主防犯活動の更なる活性化、県民総ぐるみ運動への機運の醸成を図る。 <p>(表彰の種類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪のない安全・安心まちづくり功労者表彰(仮称) 犯罪のない安全・安心まちづくり奨励賞(仮称) <p>「家庭の日」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心なまちづくりについて親子が家庭で話し合うなど、安全で安心なまちづくりの観点から、「家庭の日」の運動を推進する。 <p>安全で安心なまちづくり旬間事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、「安全で安心なまちづくり旬間」(仮称)を定め、防犯フェスティバルや防犯パトロールを実施するなど広報啓発活動を推進する。
--

(2) 犯罪情報連絡システムの充実

警察本部では、警察ホームページの「不審者情報マップ」や「防犯ベルくん犯罪情報」などにより犯罪情報の提供を行っている。

平成18年度から実施された地域安全情報提供システムは、情報提供を希望し、登録した者（登録者10,146人 平成18年9月末現在）の携帯電話等に、声かけ事案など各種の地域安全情報を警察署ごとに提供している。

今後は、登録者数の拡大を図るとともに、自治会や学校、PTA、自主防犯団体、地域住民などが、パソコンや携帯電話、FAX等あらゆる媒体を活用して、県内だけではなく、近隣各県の犯罪情報などについても、リアルタイムで収集できる防犯情報連絡システムの充実に努める。

〔具体的施策〕

緊急ネットワーク（仮称）の構築

・非常事態が発生した場合の緊急連絡について、家庭、警察、教育委員会、学校、自治会などをネットワークした緊急連絡網をつくる。

（3） 地域の連帯感の醸成

“とちぎの人間力”の育成

犯罪から子どもたちを守る社会の構築は、人間の心と命を尊重する社会規範の確立に向けた努力なくしては達成できないものである。

本県が進める「他人を思いやる心を育む“とちぎの人間力”」を高める取組を強力に推進する中で、特に、あいさつ運動を通して、町内会や自治会を基盤とした地域住民の連帯感を高め、地域住民相互が常に他人を思いやる犯罪の起こりにくい地域社会づくりを進める。

地域における自主防犯活動の拡大

「地域の安全は地域で守る」という高い防犯意識を醸成するためには、地域の自主防犯活動団体の設立が大変重要であるため、市町村と連携してその重要性を呼びかけ、活動団体の拡大に努める。

安全協定事業の充実

警察本部では、県内の運送業、建設業、電力会社、銀行、郵便局など、それぞれの業務で地域を巡回している各種事業者等と、地域内の防犯パトロールや不審者の通報等に関する協定を締結し、使用する車両等に「防犯パトロール中」のステッカーを標示して各種業務を行ってもらい、地域の安全確保

活動を行っている。

今後は、こうした安全協定事業者の裾野をより広げることで、地域を監視する目を増やし、犯罪の起こりにくい地域づくりを進める。

〔具体的施策〕

「あいさつ運動」の推進

- ・朝、昼、夜、そして登下校時に地域の住民同士や子どもたちとあいさつをしあい、コミュニケーションを図る。地域の住民同士が顔見知りになることで、不審者を早期に発見したり、徘徊しにくい地域環境をつくる。
- ・まずは地区ごとにあいさつ運動を実践し、それを全県下に拡大する。

防犯パトロール等安全協定事業の拡大

- ・地域で活動する多くの事業者等（公共料金の集金、出前、新聞配達、タクシーなど）に参加を要請するとともに、具体的対応要領の指導、共通ステッカーの作成及び不審者や事件などの通報システムの整備を行い、地域における犯罪に対する監視体制をより強化し、犯罪の起こりにくい地域づくりを進める。

2 安全で安心なまちづくりに向けた“地域づくり”

(1) 地域の防犯・安全活動の促進

地域住民による防犯活動への取組

地域住民が実際に地域を見て回り、どのような場所で犯罪が起こりやすいか、どのような場所に問題があるかなどについて、地域住民が主体となって行う地域の防犯診断への取組を支援する。

また、県民が不安を感じる犯罪として「外国人による犯罪」が上位に挙げられていること等から、これに的確に対応できる体制の充実に努めるとともに、地域住民などへ適切に情報を提供することにより、犯罪の起こりにくい地域づくりに努める。

環境保全における安全で安心なまちづくり

整備された快適な明るい環境は、犯罪の発生率が低くなることから、河川や公園、道路などの美化運動に取り組む住民参加の地域づくりに努める。

〔具体的施策〕

防犯まちづくり診断事業

・地域の住民が主体となって地域の防犯診断を行うことによって、住民の防犯意識を高める。防犯パトロールにも役立てる。

とちぎ環境美化県民運動との連携

・県内全域で一斉に行われる環境美化活動を通して犯罪の起こりにくい地域社会の実現を目指す。

河川や公園、道路愛護運動との連携

・河川や公園、道路などにおける美化運動に併せ、犯罪防止に役立つ地域社会の環境に努める運動を展開する。

(2) 子どもを守る取組の推進

地域安全マップ作成の推進

子どもたちの安全を確保するためには、学校はもとよりPTA、地域住民、関係機関等との連携により、児童生徒自らが実感をもって危険箇所を認識できる安全マップづくりを進めることが重要である。

なお、マップ作成の際には、児童・生徒たちだけでなく、教職員、保護者、スクールガード・リーダー、スクールサポーター、安全で安心なまちづくりリーダー、警察、防犯の専門家等の関係者が参加し、実際に通学路を一緒に回るといった工夫をしながら取り組むことが必要である。

登下校時の安全確保対策の推進

児童生徒等の登下校時の安全確保のため、多くの地域ではPTAを中心に集団登下校の指導や立哨警戒などを行っているが、今後は、この取組がPTAばかりでなく、ボランティア、地域住民、自治会などと連携した活動として、県内全域に広めていくことが重要である。

防犯教室等の開催

犯罪から子どもを守るためには、子ども自身が自衛することを学ぶことも重要である。県内の小学校等に警察官等が出向き、声かけ事案や連れ去り事案に対する危険回避方法等を児童が体得することのできる体験・実践型の防犯教室の実施は、児童生徒の危険回避能力の向上の観点からも重要な防犯対策の一つと言える。

このため、今後とも県内すべての小学校等での実施を目指した継続的な取組に努める。

スクールガード・リーダー及び警察スクールサポーターの活用促進

昨年12月の旧今市市小学生殺害事件をきっかけに、県内児童生徒の下校時の安全対策が急務となっていることから、学校安全ボランティア（スクールガード）講習会やスクールガード・リーダーの巡回指導などの取組を県内全域で確実に推進することが求められる。

また、現在、県内の全警察署には非常勤嘱託員の警察スクールサポーター20名が配置され、学校等との連携の下、防犯教室の開催や放課後児童クラブの巡回などを通して、子どもの安全確保に努めているが、今後は、各地域の防犯活動の実態を把握するなどして、より広範な活動を展開することが重要である。

特に、子どもの安全・安心を守る地域の人材としてのスクールガード・リーダーと警察スクールサポーターの両者が、互いの特性と役割を認識し、連携強化に努めながら、地域社会と一体となった取組を展開することが重要である。

〔目標数値〕

目標指標項目	現 状		目 標	
	年度	数 値	年度	数値・方向
防犯訓練・研修の実施	17	86.0%	22	100%
防犯教室・訓練等の実施	17	83.8%	22	100%
スクールガード・リーダーの 配置（中学校区）	17	49 中学校区	19	178 全中学校区
学校安全ボランティア （スクールガード）の人数	17	22,676人	22	31,800人
安全マップの作成 (小学校、盲・聾・養護学校小学部)	17	86.6%	20	100%

〔具体的施策〕

安全マップの作成・更新

・県内すべての小学校で、児童や教職員だけでなく、保護者、ボランティアや警察官等と一緒に実際の通学路等を回りながら安全マップを作成するとともに、実効性のあるものとなるよう定期的に見直しを行う。

青色回転灯装着車両によるパトロールの促進

・自主防犯活動団体ごとの導入を目指して、地域パトロールへの協力を働きかける。

通学路等の声かけ運動の推進

・PTAや地域住民等と連携し、通学路等において児童生徒へのあいさつ等の声かけ運動を推進する。

通学路等における児童等の安全確保の要請

・通学路等における児童等の安全を確保するために、警察への通報、避難誘導、保護者への連絡等について、地域住民への協力を働きかける。

スクールガード・リーダーの巡回指導の充実

・防犯の専門家等であるスクールガード・リーダーによる危険箇所等の指導・評価を徹底する。

3 安全で安心なまちづくりに向けた“環境づくり”

(1) 犯罪の防止に配慮した道路等づくり

道路の整備

犯罪を行おうとする者が歩行者に近づきにくくするなど、道路において発生するひったくりや子どもの連れ去り事件等の犯罪の防止に配慮した道路づくりを進める。

ア) 歩道の整備

歩道は、基本的に境界ブロックにより、歩道と車道を分離した構造とする。

また、道路の構造、沿道の状況等を勘案し、ガードレール、植栽等による分離を進める。

イ) 照明設備等の整備

犯罪は、比較的人目につかない暗い場所で発生することが多い。このため、地域住民と協働して安全点検を実施し、市町村との連携により、必要に応じて街路灯や防犯灯の整備に努める。

〔具体的施策〕

道路照明の整備

・ 道路交通の安全を確保するため、道路照明施設設置基準に基づく道路照明灯の適正配置と適正管理により防犯機能の向上に努める。

街路灯の整備

・ 「わがまち自慢推進事業」により当該事業を支援する。

防犯灯の設置

・ 関係者の連携・協力により、それぞれの役割の下、地域住民を犯罪から守る防犯灯の設置を促進する。

公園の整備

公園は、子どもをはじめ不特定多数の住民が利用する公共施設であり、子どもたちが安心して遊べると同時に、親たちにとっても子どもたちを安心して遊ばせることができる安全な公園づくりが求められる。

このため、犯罪の防止に配慮した公園とするために、「犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針」に基づき、現場診断を行い、見通しの確保や照度の確保等必要に応じた公園の構造・設備の改善に努める。

駐車場等の整備

平成18年1月から9月までに発生した身近な犯罪(空き巣や自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、ひったくり、車上ねらいなどの9罪種)のうち、53.2%は駐車(輪)場で発生したものである。

このため、「駐車場法」や「犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針」に基づき、周囲からの見通しの確保や植栽等による外周部との区分に努め、犯罪を行うとする者が被害対象者(物)に近づきにくいように努める。

(2) 犯罪の防止に配慮した住宅等の普及

安全・安心な住宅の整備

空き巣等の犯罪を防止するため、「犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針」等の一層の周知徹底を図るとともに、住宅の防犯性能等を客観的に評価できる「住宅性能表示制度」の活用を促進し、犯罪の起こりにくい住宅の普及に努める。

〔具体的施策〕

「とちぎ住宅フェア」の活用

・犯罪の防止に配慮した住宅の普及を図るため、「とちぎ住宅フェア」等を活用して、防犯に配慮した製品の展示や実演により情報を提供する。

防犯カメラの適正な設置・運用

店舗や会社の建造物あるいは公共的な場所や犯罪の起こりやすい場所への防犯カメラの設置は、犯罪の防止に大きな効果があることから、個人のプライバシー等に配慮しつつ、適切な設置に努める。

第4 交通事故抑止のための交通安全対策に向けた課題と提言

本県における交通事故の現状と県民意識

1 交通事故の現状

平成17年の本県の交通事故の状況は、発生件数15,363件（前年比234件）、死者数198人（前年比+2人）、負傷者数20,042人（前年比268人）であった。

発生件数及び負傷者数については、全国の傾向とは異なり、前年より減少して増加傾向にやや歯止めがかかったが、死者数は前年より増加したうえに、人口10万人当たりの死者数は9.84人（全国平均5.38人）で、全国ワースト1位であった。

平成18年上半期の交通事故発生状況は、発生件数7,497件（前年同期比+60件）でやや増加しているが、死者数は76人（前年同期比20人）と減少している。

この状況を全国と比較すると、死者数は全国ワースト13位、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト7位となっており、依然として憂慮すべき状況であることに変わりはない。

最近の交通死亡事故の特徴は、次のとおりである。

死者数は、最も多かった昭和46年の485人に比べると大幅に減少しているが、ここ数年は190人台で推移している。

65歳以上の高齢者の死者数が高水準で推移しており、全死者数の約4割を占めている。このうち、高齢者の歩行中・自転車乗用中の死者数が、高齢者の死者数の約6割以上を占めている。

自動車乗用中の死者の約6割がシートベルト非着用であり、着用していれば相当数の人が助かったと推定される。

交差点における死亡事故件数が、依然として高水準で推移している。

2 交通安全対策についての県民意識

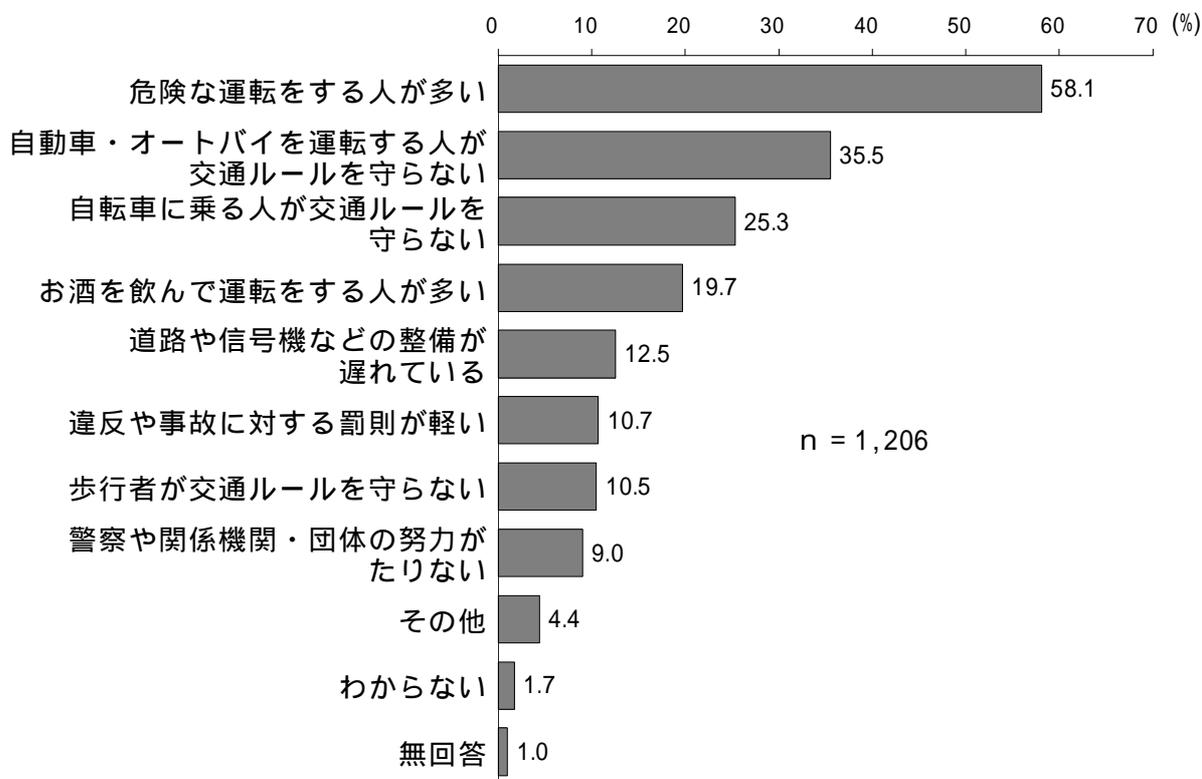
平成18年5月に、2,000名の男女を対象として実施した県政世論調査における「交通安全対策について」と、交通安全対策に関連する「道づくりについて」の回答結果は、以下のとおりである。

(1) 交通事故が増えている理由

「県内の交通事故が増えているのはどのような理由からだと思うか」との問いについては、「危険な運転をする人が多い」との回答が58.1%で、特に高い割合を示している。

以下、「自動車・オートバイを運転する人が交通ルールを守らない」(35.5%)、「自転車を運転する人が交通ルールを守らない」(25.3%)、「お酒を飲んで運転する人が多い」(19.7%)、「道路や信号機などの整備が遅れている」(12.5%)と続いている。

〔交通事故が増えている理由(複数回答)〕



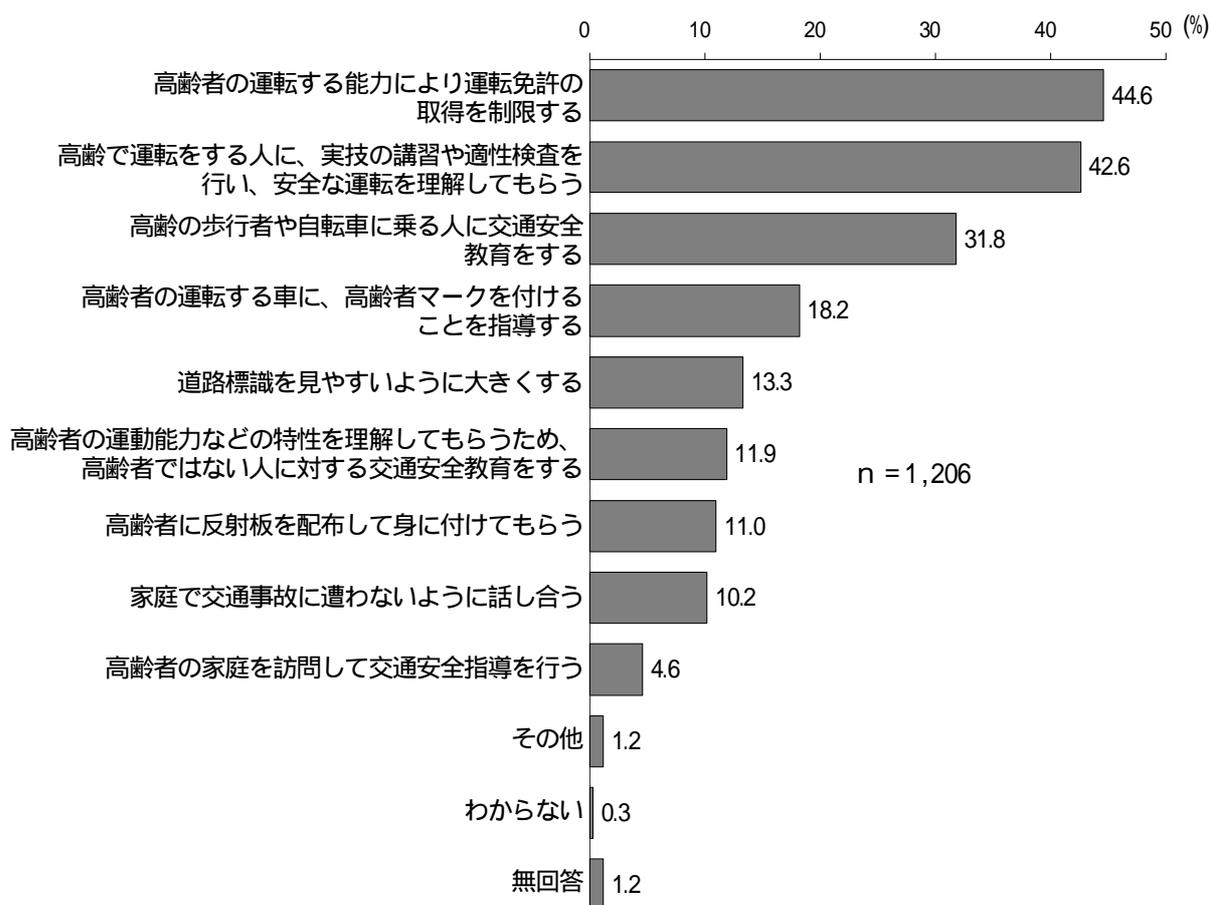
(2) 高齢者の交通事故を防ぐ方法

65歳以上の高齢者の交通事故を防ぐ方法については、「高齢者の運転する能力により運転免許の取得を制限する」(44.6%)と、「高齢で運転をする人に、実技の講習や適性検査を行い、安全な運転を理解してもらう」(42.6%)の二つが多くなっている。

また、「高齢の歩行者や自転車に乗る人に交通安全教育をする」が31.8%でこれに続くが、「高齢者の運転する車に、高齢者マークを付けることを指導する」は、18.2%と2割に満たない。

なお、全体の回答で最も多い「高齢者の運転する能力により運転免許の取得を制限する」を性別・年齢別でみると、男性の20歳代から40歳代と、女性の30歳代から50歳代では半数を超え、特に高くなっているが、男性の70歳以上と女性の60歳代では、3割未満と低くなっている。

〔高齢者の交通事故を防ぐ方法(複数回答)〕

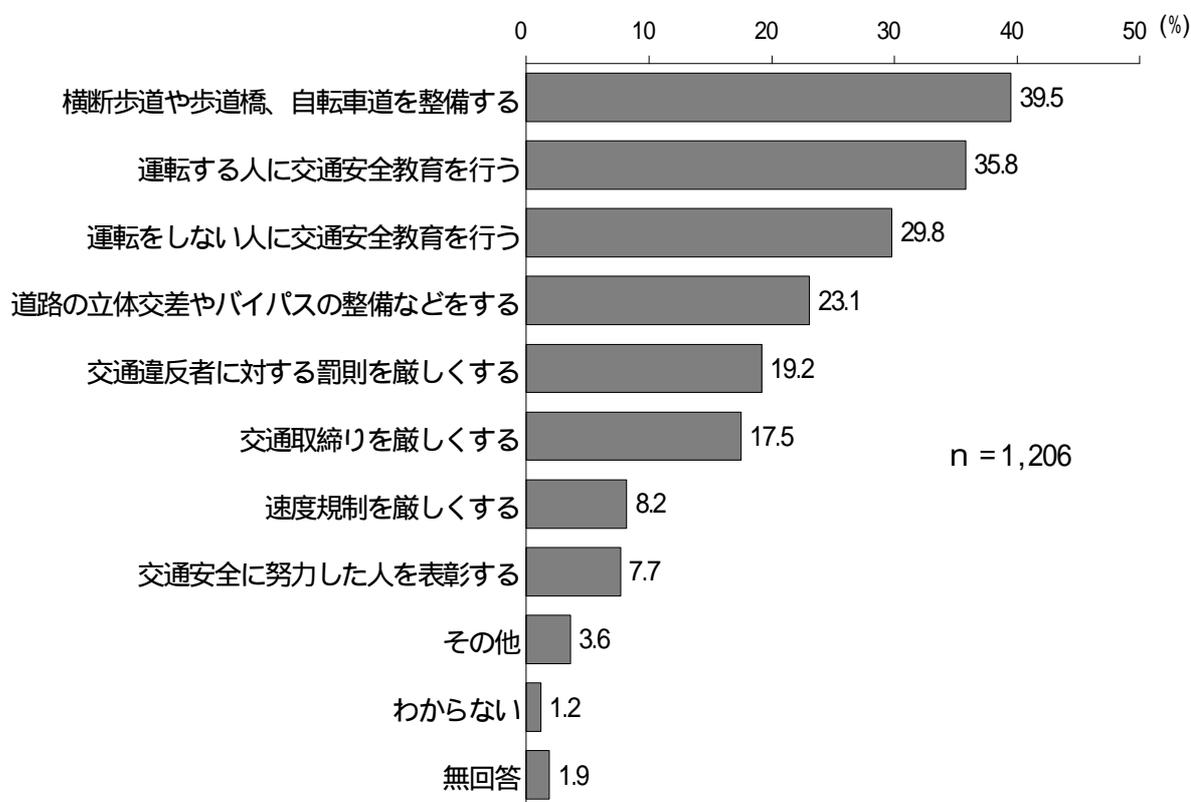


(3) 交通事故を防ぐために県や市町村、警察がすべきこと

「交通事故を防ぐために県や市町村、警察はどのようなことをしたらよいか」との問いに対して最も多かった回答は、「横断歩道や歩道橋、自転車道を整備する」(39.5%)である。

また、「運転する人に交通安全教育を行う」(35.8%)がこれに続き、「運転をしない人に交通安全教育を行う」(29.8%)、「道路の立体交差やバイパスの整備などをする」(23.1%)の二つが2割台となっている。

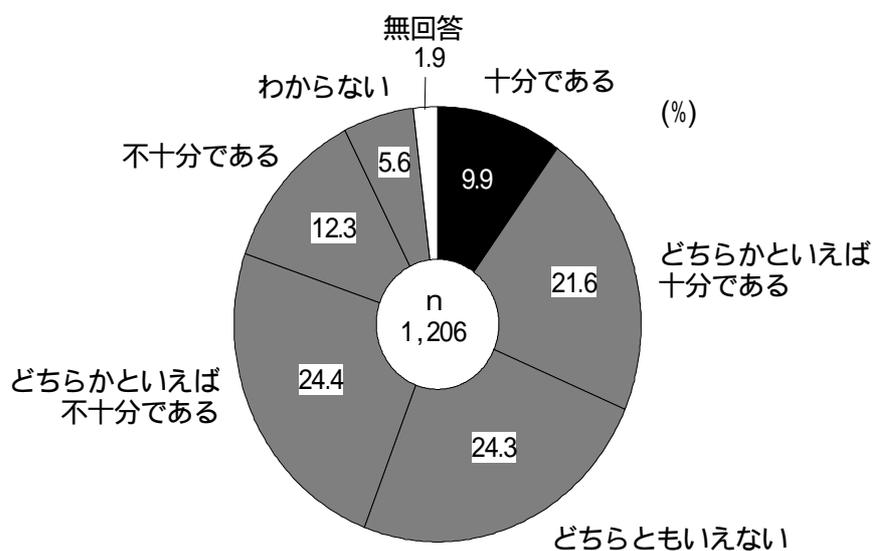
〔交通事故を防ぐために県や市町村、警察がすべきこと(複数回答)〕



(4) 栃木県内における道路整備の現状

栃木県内における道路整備の現状については、現状のままで『十分』(「十分である」)(9.9%)と「どちらかというとは十分である」(21.6%)との合計)とする回答が31.5%であったのに対し、『不十分』(「不十分である」)(12.3%)と「どちらかというとは不十分である」(24.4%)との合計)は36.7%であり、『十分』を上回っている。

〔栃木県内における道路整備の現状〕

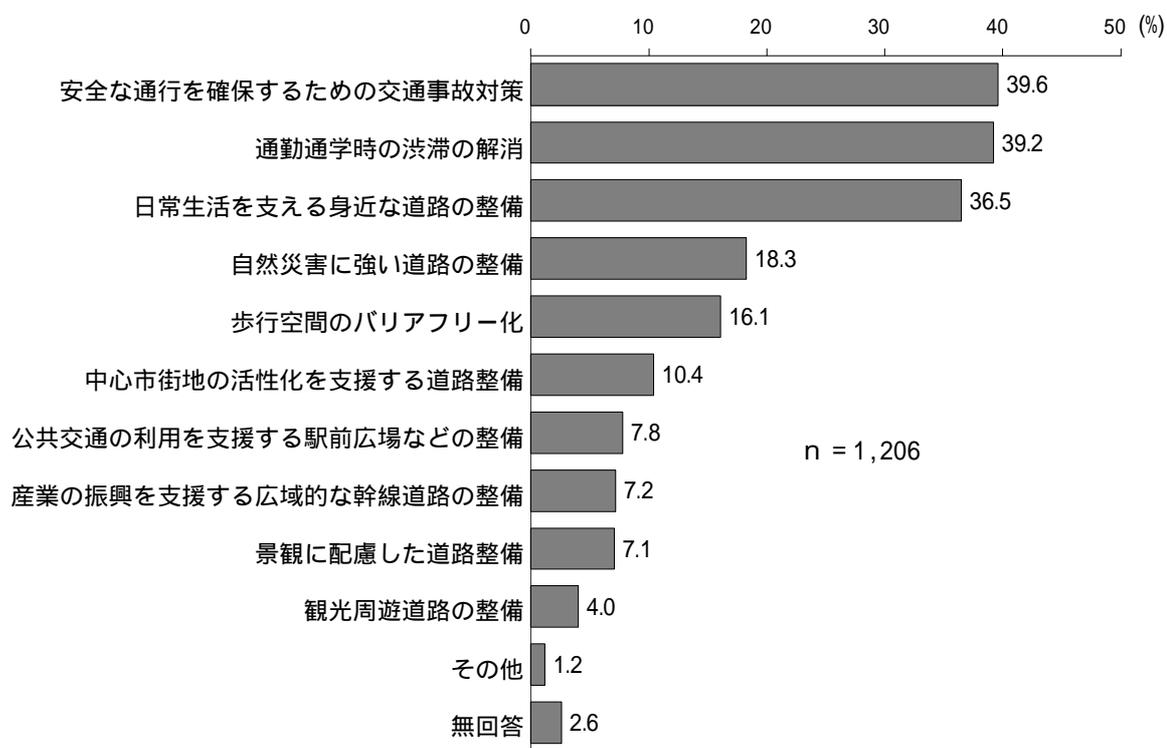


(5) 道路整備を進める上で必要な対策

県が道路整備を進める上で必要な対策としては、「安全な通行を確保するための交通事故対策」(39.6%)と「通勤通学時の渋滞の解消」(39.2%)の二つの回答が約4割の人から選ばれている。

以下、「日常生活を支える身近な道路の整備」(36.5%)が3割台半ば、「自然災害に強い道路の整備」(18.3%)、「歩行空間のバリアフリー化」(16.1%)、「中心市街地の活性化を支援する道路整備」(10.4%)と続いている。

〔道路整備を進める上で必要な対策(複数回答)〕



目標と基本方向

1 目 標

交通事故のない社会を達成することが究極の目標ではあるが、県が平成18年5月に策定した「第8次栃木県交通安全計画」における、年間の24時間死者数145人以下、交通事故の発生件数13,000件以下を目指す。

〔目標数値〕

目標指標項目	現 状		目 標	
	年	数 値	年	数値・方向
年間24時間死者数	17	198人	22	145人以下
交通事故発生件数	17	15,363件	22	13,000件以下

2 基本方向

近年、交通事故による死者数は横ばい状態であり、これを減少させるためには、従来の交通安全対策を基本としつつ、実際に発生した交通事故の分析をもとに、有効性が見込まれる新規施策を推進する必要がある。

実施に当たっては、可能な限り対策ごとの目標を設定するとともに、その実施後において評価を行い、必要に応じて改善していくことが必要である。

その際、特に、以下の視点を重視して対策を推進すること。

(1) 高齢社会への対応

高齢者が、安全かつ安心して外出したり、移動したりできる交通社会を形成することが必要である。

特に、高齢者の死者数のうち、歩行中・自転車乗用中の死者数が、約6割を占めるだけでなく、高齢運転者による死亡事故件数も増えていることから、高齢者が主として歩行及び自転車等を利用する場合と、自ら自動車を運転する場合との双方に着目し、それぞれの特性を踏まえた対策を講じる必要がある。

(2) 県民自らの意識改革

県民の「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という意識の向上を図るため、交通安全教育や交通安全広報活動を一層充実すべきである。

住民が身近な地域において各種活動に関わっていくなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していくような仕組みづくりが必要である。

(3) I T (情報通信技術) の活用

人間の認知や判断等の能力や活動を補い、また、不注意によるミスを打ち消す高度道路交通システムの実現を推進することが必要である。

最先端の I T (情報通信技術) を用いて人と道路と車両とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減などの交通の円滑化に努める。

今後進めるべき施策の展開方向

1 交通安全に関する啓発の推進

幼児から高齢者まで段階的・体系的な交通安全教育を広く展開するとともに、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を積極的に行い、県民の交通安全意識の高揚を図る必要がある。

(1) ライフステージに応じた交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育

幼児の心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールや交通マナーを学ばせるとともに、日常生活において安全に道路を通行するための基本的な技能と知識を習得させることが重要である。

このため、家庭はもとより関係機関が連携して、日常の教育・保育活動のあらゆる場面で計画的かつ継続的な実施に努める。

小学生に対する交通安全教育

歩行者及び自転車の利用者としての必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に通行することと、危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識と能力を高める必要がある。

このため、体育、道徳、学級活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間など学校教育活動全体を通じて重点的な指導に努める。

中学生に対する交通安全教育

中学生に対しては、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、思いやりを持ち、自己の安全だけでなく他の人々の安全にも配慮した通行ができることが重要である。

このため、保健体育、道徳、学級活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間など学校教育活動全体を通じて重点的に指導する。

高校生に対する交通安全教育

二輪車の運転者及び自転車の利用者、そして自動車の運転者として交通社

会に参加できる年齢に達することから、安全な道路通行に必要な技能と知識を習得し、責任を持って行動できる健全な社会人として育成することが必要である。

このため、保健体育、ホームルーム活動、生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間など学校教育活動全体を通じて指導するとともに、生徒の自主的な活動の活発化を図っていく。

成人に対する交通安全教育

交通社会に運転者として参加する前段階の免許取得時の教育、生涯教育の一環としての免許取得後の運転者教育、交通安全意識を高めるための歩行者及び自転車利用者に対する交通安全教育がそれぞれ重要である。

このため、免許取得時や免許更新時の教育を充実させるとともに、関係機関・団体、職場等と連携・協力を図りながら、交通安全意識の向上を図っていく。

高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化が道路における行動に及ぼす影響を理解させるとともに、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分ではない者に対しては、歩行者の心得、自転車の利用者の心得等の理解を深めさせる。

さらに、今後、高齢者の免許保有者が増加することから、高齢運転者に対する講習会の充実を図っていく。

〔具体的施策〕

自転車の安全な乗り方指導の徹底

- ・ 自転車検定の実施、子ども自転車大会への参加の促進を図る。

二輪車安全運転実技講習会の充実

- ・ 運転免許センターを活用し、免許取得者すべてを対象とする講習会の開催を推進する。

高等学校交通問題地域連絡協議会の充実

- ・ 高校生による自転車の街頭指導の促進、交通安全シンポジウムの開催等高校生の自主的な取組を促進する。

高齢運転者交通安全教室の実施

- ・ 今後、高齢運転者が増加することから、運転者を対象とした交通安全教室を開催し、運動能力の衰え等を自覚させ、自己の運転の危険性を認識させる。

高齢者自転車教室の重点実施

- ・ 高齢者の交通事故による死者の約3割は、自転車乗用中であることから、自転車教室を重点的に実施する。

世代間交流による交通安全教育の充実

- ・ 高齢者、子ども、その親の三世代が親睦を深めながら、高齢者をはじめ、地域の交通安全を図る。

(2) 広報啓発活動の推進

交通事故を防止するためには、県民が自らの問題と考え、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することが重要である。

そこで、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、テレビ、ラジオ等を積極的に活用した広報や各種イベントにおけるキャンペーンを開催するなどして、県民の交通安全意識の向上及び正しい交通マナーの実践を推進する。

特に、交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きく、家庭向け広報媒体の積極的活用により、家庭に浸透するきめ細かい広報活動の充実に努める。

〔具体的施策〕

広報誌等による広報の強化

- ・ 県、市町、関係機関・団体の広報誌等を活用し、日常生活に密着した広報を積極的に実施する。

マスメディアを活用した広報の強化

- ・ 交通事故の発生状況を踏まえたスポット放送や県民の心に訴える広報を実施する。

交通安全キャンペーンの開催

- ・ 各種イベントと連携を図り、交通安全キャンペーンを開催し、県民の交通安全意識の向上を図る。

2 重点的な交通事故防止対策の推進

本県の交通事故による24時間死者数は、ここ数年190人台で推移しているが、人口10万人当たりの死者数は、全国ワースト上位となっている。

また、発生件数は過去最悪の記録となった平成15年を下回るものの、1万5千件台で推移するなど、依然として厳しい状況が続いているため、交通事故の発生状況や社会情勢を踏まえた重点的な対策の推進に努める。

(1) 高齢者の交通事故防止対策の推進

県内の交通事故による死者の約4割は高齢者が占め、今後も高齢化が急速に進むことを踏まえ、高齢者の交通事故防止対策の強化を図っていく。

〔具体的施策〕

独居高齢者等に対する訪問指導の強化

- ・ 社会参加の機会が少ない高齢者等を訪問し、交通指導を行い、交通事故を防止する。

反射材直接貼付「あしピカ運動」の推進

- ・ 高齢者の靴に反射材を貼付し、高齢者の交通事故を防止する。

交通安全「ひと声」運動の推進

- ・ 地域全体で交通安全について「ひと声」かけ、交通事故の防止を図る。

(2) 飲酒運転撲滅対策の促進

飲酒運転撲滅のための広報啓発活動を積極的に展開し、県民に対し「飲酒運転はしない・させない」という意識の徹底を図るとともに、酒類提供飲食店・販売店等における飲酒運転撲滅の自主的な取組を促進する。

〔具体的施策〕

飲酒運転防止運動の積極的推進

- ・ あらゆるメディアを活用し、飲酒運転の危険性、悪質性、加害者となった場合の悲惨さなどを認識させ、家庭はもとより、学校・職場・地域等が連携して、自転車を含めた飲酒運転追放の気運を県内全域で高める。

飲酒運転防止意識の醸成

- ・ 交通安全教育や各種イベント会場において、飲酒体験ゴーグルを活用した飲酒運転の危険性の体験機会等を設けることで、「飲酒運転はしない・させない」意識の醸成を図る。

飲食店等における飲酒運転防止の自主的な取組の促進

- ・ 飲酒運転追放ステッカーの掲示や飲酒運転防止の呼びかけなど自主的な取組を実施する。

(3) 地域住民による自主的な交通安全対策の推進

地域住民が、身近な地域や団体等において、自ら交通安全に関する各種活動に直接かかわるなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していく仕組みづくりを促進する。

〔具体的施策〕

地域住民と市・町が一体となった交通安全対策の推進

- ・交通事故の発生状況や地域における交通の実情を踏まえ、地域住民が市・町の交通安全計画の策定段階から参画し、交通安全対策を推進する。

3 交通違反の取締り強化

悪質で危険な飲酒運転、著しい速度違反、交差点違反のほか、致死率の高いシートベルト非装着違反や自転車の交通違反の指導取締りをより強化する必要がある。

4 交通安全施設の整備

安全で利用しやすい交通環境にするため、信号機や道路標識及び歩道等の交通安全施設の整備を一層推進することが必要である。

特に、今後は、交差点やカーブなど交通事故多発危険箇所に対する安全対策を推進することが急務である。また、整備に当たっては、県民の意見要望等を踏まえた安全な交通環境づくりに努める。

〔目標数値〕

目標指標項目	現 状		目 標	
	年度	数 値	年度	数値・方向
高輝度標識 危険交差点	18	2,502箇所	22	11,000箇所
高輝度標示 危険カーブ	18	503箇所		

〔具体的施策〕

高輝度標識標示等集中整備事業（ピカッとセーフティ作戦）の推進

- ・交通事故の総量削減及び交通死亡事故の抑止を図るため、危険交差点や危険カーブを集中的に整備する。

第5 安全で安心な社会づくりに向けた重点施策

本委員会に課せられた安全で安心な暮らしを確保するための総合的な施策に関しては、非常に幅広い分野で、しかも担当部局が複数にまたがる取組となることから、本委員会では、目標の明確化と実効性を重視し、できるだけ具体的な取組を提言として取りまとめた。

特に、平成17年12月、旧今市市において大変痛ましい事件が発生したことと、平成17年の人口10万人当たりの交通事故死亡者数が全国ワースト1位であったという本県が抱える憂慮すべき状況に鑑みるに、横断的で早急な取組が必要であるとの結論に達し、本委員会として、次の2点を重点施策として取り組むよう提言する。

1 学校の安全確保対策の強化

旧今市市事件をきっかけに、県内児童生徒の下校時の安全対策が急務となっていることから、県（教育委員会）では、学校安全ボランティア（スクールガード）に対して、学校の安全対策等について指導・助言を行うスクールガード・リーダーを各中学校区に配置した。

また、警察においては、学校からの要請に応じ、学校安全に対する支援を行う警察スクールサポーター（警察官OB）を県内20警察署に配置し、子どもの安全確保を図るための活動を展開しており、両者がそれぞれの担当区域の特色に応じた活動を展開することで、県内全域で学校の安全確保対策が急速に強化されつつある。

本委員会は、現地調査において、子どもたちの安全を確保するために学校や地域住民が熱心に活動している状況をつぶさに視察し、通学路をはじめ地域での子どもの安全を守るのは、地域の大人たちであることを改めて再認識した。

今後は、学校はもとより、地域・職域ぐるみで児童生徒の安全・安心を確保する活動の充実を図るため、中学校区に配置されたスクールガード・リーダーと各警察署に配置された警察スクールサポーターとが、互いの活動の特性と役割とを踏まえ、より一層の連携を図り、県内の児童生徒を見守る活動が継続的かつ効果的な取組となるよう努めること、併せて、下校時のパトロール等の活動を行う学校安全ボランティア（スクールガード）の一層の底辺拡大を図り、教職員や保護者、地域住民に少しでも負担や無理のない、地域ぐるみの学校安全体制の整備に努めることを強く要請する。

〔具体的施策〕

学校安全ボランティア（スクールガード）の拡大

・学校で巡回や警備等に取り組む学校安全ボランティア（スクールガード）の組織整備や定着化を図る。

スクールガード・リーダーの巡回指導等活動の充実

・スクールガードや学校に対する指導助言や、学区内の危険箇所等の確認・点検などを行う防犯の専門家等であるスクールガード・リーダーの一層の活動充実に努める。

スクールガード・リーダーと警察スクールサポーターとの連携強化

・地域の実情を踏まえつつ、スクールガード・リーダーやスクールサポーターとが連携することにより、下校時の子どもの安全対策の促進に努める。

2 道路(交通)事故危険箇所対策及び歩道(通学路)整備の推進

(1) 「事故危険箇所」対策の推進

平成17年中の人口10万人当たりの交通事故死亡者数(9.84人)が全国ワースト1位という極めて厳しい状況であったことを考慮すると、この状況を早急に改善し、県民一人ひとりが安全で安心できる交通環境を確保することが県民誰しもの願いであると言える。

県は、平成15年度から「事故危険箇所」を指定し、順次整備を進めるなど対策を講じてはいるが、目標とする交通事故の減少には、まだ遠い現状である。

本委員会は、今回の調査を通し、交通事故は、特定の箇所に集中して発生する傾向があるとの結論に達した。

そこで、県は、これまでの事故発生データを活用し、事故の発生場所、形態、要因等について早急に分析するとともに、県民からの要望を的確に把握し、再度優先度を見極め、事故が多発する「交差点部」の整備を緊急の課題として位置づけ対処することを強く要請する。

《栃木県内「事故危険箇所」の指定状況》

管理区分	全 体	うち交差点部	うち単路部
県 管 理	63	48	15
国 管 理	13	4	9
計	76	52	24

(事故危険箇所選定基準)

- ・ 10年に1度以上の確率で死亡事故が発生するおそれの高い箇所
- ・ 幹線道路の平均事故率の5倍以上の確率で事故が発生する箇所 等

《「事故危険箇所」の実施状況》

区 分	実 施 状 況
緊急対策	H15年度～ 事故危険箇所63箇所の整備(標識、舗装等)
	H17年度～ 事故危険箇所などの事故多発交差点のカラー舗装
本格対策	H15年度～ 事故危険箇所63箇所のうち、バイパス整備、交差点改良、歩道設置など23箇所実施

対策の目標

事故危険箇所(交差点部)48箇所に対し、集中的な死傷事故抑止対策を早急に講ずること。

(2) 歩道(通学路)整備の推進

平成17年中の子どもの交通事故は1,106件発生し、全事故の7.2%を占め、前年と比べ14件増加した。このうち、70人の小学生が登下校時に事故に遭っている。

通学路は、子どもたちの登下校時に交通安全を確保するために学校等において設定された道路をさすが、特に基準はない。また、子どもたちが実際に登下校時に通る道路すべてを含むものでもない。

子どもたちにとっては、安全で安心な通学路であることが不可欠であり、その上で楽しい通学路(「通楽路」)であることも望まれるところである。

県では、通学路となっている県管理道路1,632kmのうち、これまで1,009kmの道路に歩道を整備してきたが、本委員会としては、「選択と集中」の考えに立ち、歩道が未整備となっている623kmについて、事故に遭う子どもたちが1人でも少なくなるよう、多くの子どもたちが登下校時に集中する小学校周辺から優先的、重点的に整備を推進するよう要請する。

特に、この歩道整備については、非常に厳しい行財政状況下にあっても、県民の安全で安心な生活を確保するための最優先課題として捉え、下記に記載された県の目標数値・率以上の進捗を目指すことを重ねて強く要請するものである。

《栃木県の歩道整備状況》(平成16年度末)

(単位：km)

県管理道路総延長	歩道設置済	歩道未設置	設置率
3,469	1,539	1,930	44.4%
通学路 1,632	1,009	623	61.8%
通学路以外 1,837	530	1,307	28.9%

〔目標数値〕

目標指標項目	現 状		目 標	
	年度	数 値	年度	数値・方向
通学路の歩道整備 (歩道整備率)	17	1,031 km (63.2%)	22	1,117 km (68.4%)

第6 おわりに

県民誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会の実現は、本県が未来に向かって発展していくために欠くことのできない基盤であり、200万県民すべての願いである。

しかしながら、近年、都市化、国際化及び情報化の進展などに伴う社会情勢の変化や社会的な規範意識の低下などを背景として、日常生活が営まれるごく普通の身近な場所での犯罪が増加し、私たちの暮らしを脅かすに至っており、特に、本県においては、平成17年12月、旧今市市で小学生女子児童殺害という大変痛ましい事件が発生し、子どもの安全に対する信頼が大きく揺らいでいる。

また、平成17年の人口10万人当たりの死者数が、全国ワースト1位という不名誉な記録を残すなど、交通事故においても誠に憂慮すべき状況が続いている。

このような状況から、本委員会は、犯罪問題や交通事故防止に正面から向き合い、県民が安心して暮らせる社会を実現するためにはどうあるべきか、「地域や学校における防犯・安全対策」及び「交通事故を抑止するための交通安全対策」の2点を重点テーマとして設定し、真剣に調査、研究、討議を重ね、報告書を取りまとめた。

本委員会は、調査・研究を進める中で、県民が安全で安心して暮らせる地域社会づくりには有効な切り札はなく、県民総ぐるみで、長期的視点に立ち、関係者が息の長い様々な取組を講ずることが極めて重要であり、ひいては、社会が忘れ去ってきたもの、そして人間にとって大切なものの再生に向けた活動にも通じるという認識で一致した。

県においては、この報告書の提言を踏まえ、必要な取組を早急に進めるとともに、生活環境部を中心とした関係部局の連携の下、県民一体となった県民運動として展開していくための一層の取組に努められるよう強く期待するとともに、非常に厳しい行財政状況ではあるが、県民の安全で安心な暮らしを確保するという緊急性、重要性に鑑み、予算上の特段の配慮を求めるものである。

さらに、県民の安全で安心な暮らしを確保するために、県ではどのような施策が予算化され、どう取り組まれているかなどについて、県民に対して分かりやすく明示するよう併せて求めるものである。

第7 委員会委員名簿

安全で安心な社会づくり対策特別委員会

委員長	螺良昭人
副委員長	栗田城
委員	五十嵐清
委員	上野通子
委員	五月女裕久彦
委員	高橋修司
委員	吉沼正夫
委員	山田美也子
委員	渡辺直治
委員	渡辺サト子
委員	高岡真琴
委員	高橋文吉
委員	大島和郎

第8 調査関係部課

企画部	交通対策課
生活環境部	文化振興課
土木部	道路建設課
	道路維持課
教育委員会事務局	学校教育課
警察本部生活安全部	生活安全企画課
警察本部交通部	交通企画課
	交通指導課
	交通規制課